

議 事

○加藤刑事法制管理官 定刻でございますので、「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」第11回会合を開会させていただきます。

本日は、田中先生が所用により御欠席となっております。

卓上に配布させていただきました事務局からの配布資料等は、議事次第のみでございます。

前回、論点整理表の第2の「被害者参加制度以外のもの」の議論に入らせていただきまして、その1「刑事訴訟記録の閲覧・謄写の在り方」の一つ目の丸「第1回公判前の検察官請求証拠の閲覧等について統一的な取扱いをするなどの方策の在り方」のところまで御議論を進めていただいております。この論点につきましては、一巡目でもかなりの御意見を頂戴したところでございましたが、前回は重ねて、前田代表と奥村弁護士から、それぞれ異なった観点からの立法化についての御意見も頂戴いたしました。併せて、捜査段階における記録の開示にも議論が及んだというところで終わっております。

したがって、本日はその続きからお願いをしたいと思います。既に述べていただいた御意見は承ったものとして、そのほかに、更にこの論点等について御意見があれば御発言ください。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 起訴後、第1回公判前の検察官の説明というのは、この前申し上げましたように、かなりしっかりとやっけていただいております。昔に比べれば、大分様相が変わりました。

ただ、起訴前に関しては、その辺がまだ徹底されていないのではないかなという気がいたしております。最高検から平成20年3月24日付けで、きちんと説明をするようにという通達が出されていると思います。その通達の趣旨が、捜査段階で、徹底されている検察官とそうでない方がいらっしゃるなという気はしております。

これは別に交通犯罪に限らず、殺人事件でもそうです。殺人事件であっても、捜査段階では検察官の口はなかなか堅いです。捜査段階だから分からないこともないのですが、それでもやはり被害者の遺族からすれば非常にやきもきしています。特に殺意が争われているような事案、傷害致死なのか、殺人なのか。あるいは、殺人に強盗が付くのかどうか。強盗殺人なのか殺人なのかというのは、被害者からすれば一番関心の高いところです。そ

ういふ部分の捜査の状況について、被害者側としては、やはり忌たなく説明していただきたいと思っております。

交通犯罪でも全く同じでして、果たして起訴されるのか、されないのか。起訴されるとして、略式命令請求なのか、公判請求なのかという点については、やはり関心が一番強いです。ですから、もう少しその辺の丁寧な説明をしていただきたいというのが運用の要望であります。

○加藤刑事法制管理官 起訴前における被害者に対する検察官の説明がまだ不足しているのではないかという御意見でございますね。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 そうですね。これは別に罪種に関わらないと思っております。でも検察官の口は、やはり殺人事件でも結構堅いです。

○片岡最高検察庁検事 前回から御要望、御指摘がありましたけれども、捜査段階で捜査官が捜査情報について口が堅いのは当然でありまして、それを、まだまだ捜査状況についての説明が足りないと言われても、それはなかなか前提が全く異なる話だと理解しております。

まして被害者の方あるいはその代理人が捜査段階で証拠の開示を要望するのは、被害者が捜査をするために必要だから開示してほしいというのであれば、これはもう申し上げるまでもなく、いろいろなリスクがありますし、また制度化には全くなじまない話だと思っております。被害者が捜査した結果、真犯人とは違う者を捕まえたり、あるいは誰かの名誉を毀損することも考えられ、その場合、一体誰がその補償をするのかという問題もあるでしょう。それよりも、そういう捜査をされる被害者の方々が、危険な目に遭う可能性もあります。また、捜査機関にとっても、特に殺人事件において、被害者による捜査が行われると、捜査機関も犯人がまだ分からない段階で、「もしかしたらあの人が犯人らしい」というような情報を被害者に対して漏らした場合には、第三者のプライバシーを侵害するなどの様々なリスクがあります。

特に制度論に絡んで申し上げたいのは、捜査段階の途中でありますと、その事件自体が不起訴になる可能性があります。そして、不起訴になる場合、もちろん今御指摘がありました最高検の通達については、起訴・不起訴が決まった場合、その処分の内容等について、必要に応じて、説明をするようにというのは、運用の指針は示してはございますけれども、不起訴になった事件、つまり誰がどのような事件で捜査を受けて不起訴になったのかとい

うこと自体、これは基本的には公にしてはいけない情報であります。そのため、その捜査の途中で、不起訴になるかもしれない可能性を秘めながら、捜査の早い段階で、捜査状況をお伝えするというのは、なかなか難しい話でありまして、飽くまでも検察庁の方で、必要に応じて、被害者の方にできる範囲で説明申し上げる、例えば処分がもう決まった段階で、この結果、こういう証拠関係があつて、こういう処分になりましたと、あるいは、なりそうですと説明することがあります。そしてまた、その説明のときに、どうしても客観的な状況を、言葉による説明だけではなかなか理解が難しいという場合には、例えば図面だけ言葉の説明の補充としてお示しして説明申し上げるという運用も考えられます。これは、要望されるような証拠の開示とは異なる問題で、検察官の説明を、よく理解していただくための補充として図面等を示すということです。まして前回の議論であったように、捜査段階の早い時期に、被害者にお示しする場合に、被疑者やその弁護人にも開示しないといけないとなると、現在の刑事訴訟法の根幹を揺るがす問題があるものだと思います。その御主張には、今の捜査の実情からしまして、全く賛同できないと思っている次第であります。

○大澤東京大学教授 前回、被害者参加制度の実効化という観点からの、第1回公判期日前の検察官の手持ち証拠の閲覧等の取扱いということと、それから捜査段階における捜査記録、取り分け交通事故の実況見分調書の閲覧等の取扱いということについて、問題提起があったところかと思えます。それについて、前回は現場の皆様方からの御意見が多かったと思えますので、私からも一言だけ意見を述べたいと思えます。

まず、被害者参加制度実効化のための検察側証拠の閲覧ということですがけれども、前回、事務当局からも御紹介がありましたとおり、刑事訴訟法第47条は訴訟に関する書類の公判開廷前の公開を原則として禁止しております。また、公判廷で公にされて訴訟記録につづられたものも、被告事件の裁判が確定し終結するまで一般の閲覧に供されることはありません。これが刑事訴訟法の基本的な作りかと思えます。他方で、訴訟関係人のほかに犯罪被害者についても、犯罪被害者等保護法第3条によって、被告事件が終結する以前の公判係属中においても、公判記録の閲覧・謄写が許されるということになっております。

被害者参加制度とはどういう制度なのかということを考えますと、被害者参加人が公判期日に出席をして、そこで、自ら見聞きした公判手続の推移というものを基本にしながら、一定の場合に一定の範囲で訴訟行為を行い得ることとした、恐らくそういう制度だと思わ

れます。そうすると、それを実効化するための手続的な配慮として、一体何が必要かという
ことを考えたとき、非常に割り切れれば、現在の犯罪被害者等保護法第3条で公判記録の
閲覧・謄写は許されているわけですから、それで足りるという見方もあり得なくはないの
かもしれません。

ただ、これは既に一巡目でも御指摘があったかもしれませんが、一回結審で終わ
ってしまう事件というものもありますし、公判記録の整理を待っていたのでは、次の期日
の準備に間に合わない場合というのものもあるかもしれません。さらに、公判手続に出席して、
例えば書証の要旨告知に触れたとしても、それだけでは証拠の内容が十分に理解できない
ということは少なからずあるような気がするわけで、そのことによって、同時進行中の審
理の推移に応じて適時に検察官とコミュニケーションすること、これも被害者参加の趣旨
とするところの一つだと思いますけれども、そういうことがうまく行えなくなってしまう
といったようなこともあり得ないことではないのかなと思われま。さらに、前回、これ
も御指摘があったところかと思えますけれども、被害者が参加するかどうかを判断する
という段階において、事件の詳しい内容を知る必要がある場合というのがあることも、恐ら
く否定できないのであろうかと思われま。

そういう場合に、今、片岡検事の御指摘にもありましたけれども、検察官とのコミュニ
ケーションの一環として、検察官が証拠の要点を説明するという形で目的を達するという
ことも多々あるのでありましようけれども、検察官の説明の一つの形ということになるの
かもしれませんが、弊害のない場合に、証拠そのものを閲覧してもらう方が、より直截^{きい}
で分かりやすいということもあるのではなかろうかと思われま。

刑事訴訟法第47条が訴訟書類の公判前の非公開ということを決めているのは、いろい
ろな理由があるかと思えますけれども、例えば、そういう書類の中には関係者の名誉やプ
ライバシーの不当な侵害を生じさせるおそれのあるものが含まれるとか、あるいは、そ
ういう書類が無制限に開示されると、捜査の進捗状況や証拠の内容といったことが明らか
になり、証拠隠滅とか犯人の逃走といったような形で、捜査・公判に不当な影響が生じるこ
とがあるといったようなことが主として考慮されているということかと思えます。そのよ
うなことを踏まえて考えてみますと、捜査の結果、検察官の手元に最初の段階で集積され
ている証拠資料というのは非常に多種雑多なもので、弊害の多いものも少なくないと思
われまけれども、その中から検察官請求証拠として整理され、証拠調べ請求がされる、そ

ういう証拠ということに絞られてくると、それは検察官が公開の法廷で取り調べることを予定しているものでありますから、関係者の名誉・プライバシーの保護という観点においても、また、捜査・裁判に対する影響とか支障といった点でも、それらを公判に先立って開示したとしても、そのことによって生じる弊害というのはある程度限定されたものにとどまると言えるのではないかと思います。被害者参加の実効化という観点からの必要性ということも考えると、その閲覧等を認めるということは十分考えられるところであり、それに従った運用というものが現在努力されているということではないかと理解しています。

ただ、捜査・公判に対する支障に関して、証人となり得る被害者の記憶に与える影響といったことについては、やはり慎重に考える必要があるのではないかと思います。この点は被害者参加制度の手続全般を通じて様々配慮されていて、公判期日への出席に関しても、例えば後に証人として取調べ予定がある被害者については、場合によっては相当性が否定されて、出席が許されない場合があるというような説明がされていますけれども、そのような配慮との関係で、証拠の閲覧についても慎重な扱いがされなければいけない場合があるのではないかと思います。

他方で、検察官請求証拠の中でも不同意とされて取調べが実際には行われない証拠については、閲覧の対象から除くべきだという御指摘もありました。被害者参加が、先ほど申し上げたように、公判期日に出席して、そこで行われた公判手続を基礎に行われるものだとすると、確かに、公判廷で取り調べられない不同意証拠について、それを閲覧等することは必要でもないし、かえって適切でもないという指摘は、一面、的を射ているというようにも思われます。

ただ、同意・不同意の意見を待っている間に合わないという場合があるのかもしれませんが、また、不同意となった場合に、供述者の証人尋問を行うということになると、証人となる人がどういう内容の証言をするのかについては、多分何らかの形で説明する必要があるのかと思いますけれども、その場合、不同意にされた調書の内容というのは、多くの場合、証言予定内容を示すものとして、その説明に資するものという位置付けが与えられ得るのではないかと思います。

さらに、被害者参加人は、検察官の証拠調べについて意見を述べることはできず、そうだとしますと、その前提として、検察官請求予定証拠について、その内容を含めて説明を受ける必要がある場合があり、その観点からも、検察官が証拠調べ請求するものであ

る以上、不同意となる書証についても、一律に閲覧対象から除く扱いが適当かということには、議論の余地があるように思われます。

被害者の置かれている状況は様々であり、また、資料についても様々なものがあるということを考えていきますと、なかなか一律のルールで線を引くということは難しいですし、また、検察官の説明、検察官とのコミュニケーションといったようなこととの境界があるのかどうかも分かりません。あるいは、説明そのものなのかもしれませんが、そのような柔軟な仕組みの一環としての側面も持っているのだとしますと、そこに一律の仕切りをするというのは難しいような気もいたします。そういう意味では、閲覧の限界については、大枠は別として、具体的事案の下での個別判断を積み重ねていくしかないのではないかと、そのように思った次第です。

○奥村弁護士 まず、刑事訴訟法第47条ただし書で開示されているのは、最高検の通達も証拠調べ請求を予定している証拠という形でなっているので、いわゆる起訴の後ということが前提になっているのだろうということを確認しておきたいと思います。

それから、そういう起訴前の証拠開示に関して、現行法の証拠開示関係との整合性をどう考えるかということでは、大変な大きな問題。弁護人としては、早期の開示というのはなかなか魅力的ではありますが、その整合性をどう考えるかということで、今、大澤先生もおっしゃったとおりです。ですから、相当きちっとした議論をする必要があるのかなというふうに考えております。

それから、私が最初に、前回以前に述べた、刑事訴訟法第47条ただし書の運用ではなくて、きちっとした一定の枠を作るべきだという考えに対して、今、大澤先生から御意見がございました。もっともな面も確かにあるとは思いますが、やはり刑事訴訟法、特に事実認定に関して厳格な証明が必要である。量刑に関しても、基本的にはそういう方向で運用されている。刑事訴訟法における証拠法則というのは、やはり刑事訴訟法の根幹を成すという、極めて厳格なもので考えていくべきだろうというのが基本にあります。それで、やはり運用というやり方ではまずいのではないかと、これを付け加えたい。

それから、不同意証拠を、弁護人が不同意にする証拠を被害者が見る必要がある場合があると。確かにそういう場合があるのかなと思いますけれども、やはり飽くまでも刑事訴訟法の本来の当事者は攻撃する側の検察官と防御する側の被告人という、それに関して尋問が問題になってくる。やはり被害者の尋問というのは極めて補助的なもので、訴訟当

事者の尋問を聞いた上でどうするか、こうするかという話になってくるということだと。もちろん不十分であるということは分かりますけれども、刑事訴訟法の原則からいくと、やはり一歩下がっていただくしかないのではないかなと思います。

○加藤刑事法制管理官 今、途中で、証拠法則というのは厳格であるべきだという御発言があったと思うのですが、その部分の趣旨がちょっとよく理解できなかったのですが、お尋ねしてよろしいでしょうか。

○奥村弁護士 やはり証拠能力のある証拠できちっと証明をしていくというのが本来ですので、それ以外の証拠がいろいろな形で出るというのはまずいということが一つと、それから、そういう厳格なものであるからこそ、きちっと法定して、その範囲を画するべきだと。常に細かいところまで全部規定するというのは非常に無理だということは分かりますけれども、その枠をやはりきちっと決めておく必要があるのだろうというふうな感じです。

○加藤刑事法制管理官 それは、公判廷への顕出だけではなくて、開示に当たってもそうあるべきであるという御趣旨ですね。

○奥村弁護士 はい、そうです。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 まず結論から言いますと、統一的な取扱いは、私はする必要はないと思っております。

今、不同意の記録のことがちょっとお話に出たのですが、不同意であればこそ、逆に事前に閲覧させてほしいのです。もちろん不同意だということは、弁護人も被告人も、きちっと中身を見ています。ところが、被害者がそれを見られないとなると、同じように被告人に対して質問する場合であっても、弁護人が質問するときと、被害者が質問するときとは、ハンディキャップが出てしまうわけです。員面調書、検面調書で、どんなことを被告人が話したか。それが不同意にされて、法廷で今度は違うことを話した。当然、供述に変遷があるわけですから、その変遷についても私たちは聞きたいです。ところが、その不同意について見られないとなると、尋問が非常に骨抜きになってしまいます。ですから、そういった観点からも、不同意だからといって外すというのは、私は賛成できません。

○堀江京都大学教授 ちょっと確認的なことなのですが、奥村弁護士の先ほどの御意見で、証拠法則との関係をおっしゃいましたが、その御趣旨は、証拠として出てくることが予定されない証拠が開示されることによって、後に被害者参加人が公判で訴訟行為をする、被告人質問とか、あるいは弁論としての意見陳述を行うときに、事実上、その開示された証

抛の内容が流入する危険がある、それをあらかじめ防止すべきだと、そういう御趣旨なのかと承ったのですが。ただ、もしそういう危険があるとしても、その点は、個々の訴訟行為に対して一定の規制が設けられているわけで、例えば質問や陳述の制限というような仕組みが既にあるわけですので、そこで対処できないものかと思うのですが、それでは不十分だという御趣旨でしょうか。

○奥村弁護士 具体例で言いますと、先生がおっしゃったような、不同意証拠が公判廷に表れてくるという、そういう問題点はあるだろうと思いますけれども、それ以前に、現行法でも刑事訴訟法第47条は、第1回公判前は開示しない。先ほども大澤先生もおっしゃいましたけれども。それから、確定記録、一般の方は確定記録だと、それから訴訟関係人はこうだと、それから被害者参加人はこうだという形で、証拠の開示というものに関して、きちっと法定されているわけです、その時期と範囲と当事者が。そういうもの、それが一つの、そういう法制度になっているのは、やはり刑事訴訟法における証拠というものの重要さを示しているものだろうと。そうすると、この第1回公判前の開示に関して、被害者参加人に対する開示だけ、被害者等保護法第3条があるにもかかわらず、刑事訴訟法第47条ただし書という、はっきり言えば、たまたま持ってきた条文の、しかも、ただし書によって運用するという制度はおかしいのではないかと、そういう考え方です。

○大澤東京大学教授 すみません、先ほど、第1回公判期日前の検察官請求証拠の開示については意見を申し上げたのですが、もう一つ、前回、特に交通事故の実況見分調書の捜査段階における早期開示について、問題提起があったかと思います。

御紹介いただいた例というのは、なかなかそれぞれにショッキングで、そういうずさんな例があったのだとすればそのことは重く受け止める必要があると思いますし、捜査機関としても、ルーティン化した取扱いに墮することなく、被害者にとっては一つ一つがかけがえのない事件だということをよく理解して、適切な捜査遂行に努力されるということを私も希望したいと思います。ただ、そのずさんさを是正する方法として、それでは被害者が捜査の早い段階からコミットするのが本当に良いのかというところは、見方の分かれるところだろうと思います。

捜査の初期の段階での証拠保全活動が重要であって、それに欠けるところがあると適切な事件処理ができなくなる、適正な刑罰権の実現ができなくなるというのは、これは御指摘のとおりでありますけれども、同時に、初期であるがゆえに、その事件像が必ずしも固

まらず、犯行状況、あるいは被害状況について、関係者の言い分等が分かっているという
ようなこともあり、そのような場合に、捜査機関がどちらか一方の側へのコミットメント
を深めていくというのが果たして捜査の在り方として適切かというところについては、異
論も少なくないと思われます。

やや失礼な聞こえ方をするかもしれませんが、これまでも何度か指摘をしてきましたよ
うに、刑事訴訟の世界というのは、何が真実かは分からないことを前提に手続を組み立て
ていくという必要があって、一方の立場から見れば非常に素晴らしいものも、他方の立場
から見ればひどくずさんだということにもなり得るわけで、いずれが正しいかということ
は手続を終わってみないと分からない。そういうものとして、我々は手続というものを考
えていかざるを得ず、そういう世界において捜査機関というのは、やはりいずれの立場か
らも一步引いた形で捜査を行うというのがあるべき姿なのではないかと思えます。

あと、実況見分調書について、客観証拠であって、開示の弊害がないのだという御指摘
がありました。証拠開示の議論をするときに、よくそういう議論をしますけれども、ただ、
関係者の立会いの下に、その指示説明を受けつつ実況見分が行われるということも多々あ
るのでありましょうし、そこには、再伝聞の形にせよ、関係者の初期段階の供述が記録さ
れるということもあるのではないかと思います。その点では、先ほど片岡検事の御指摘
の中にもあったかもしれませんが、デリケートな性格を持った証拠だということも
否定できないのではないかと。その辺りを踏まえて、やはり考えることが必要ではないかと
思った次第です。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 これは起訴前の話です。交通犯罪の事例ですが、最
初、御遺族の方が検察官から説明を受けて、起訴の方向で考えていると説明を受けました。
ところが、その数か月後に突然電話が掛かってきて、今度は不起訴にするという説明があ
り、それで検察官のところと呼ばれ、不起訴の方向で説明を受けた。そのときの説明にお
いて、実況見分調書にしてもよく見せてもらえなかった。さらには、起訴から不起訴にな
った理由の証拠、それについても十分な説明が受けられなかった。そこで、その説明が終
わってから二日後に、御遺族の方が一生懸命調べたところ、警察と検察が把握していなか
った目撃者が実は見つかったのです。その目撃者は正に事故そのものをずっと見ていたの
です。そのことを、目撃者が現れたということを検察に伝えたら、ではもう一回目撃者の
捜査をやってくれることになったのですが、ここでやはり御遺族は不信感を持つのです。

何でそういう捜査がきちんとされていなかったのかと。しかも、その目撃者というのは、実は現場付近で聞き取りをすればすぐに分かるような人だったのです。つまり、全然、警察も検察も聞き取りをやっていなかったのです。そこに不信感を持ちました。

そこで、実は被害者を支援する側の弁護士も交代し、私になりまして、私から、そういった状況だから、もう一度不起訴にするということの、加害者側の弁解をもう一度説明してくださいと、申し上げました。そうしたら、こう言われました。「二度説明する義務はない。被害者側の弁護士が替わったのはそちらの都合である。検察庁は関係ない。これ以上説明を求めると業務妨害である。」とはっきり言われました。私が話したのはたった8分間の電話です。しかも、この決定は全て組織の正式な決定であると、そう言われました。

私が、捜査段階での説明が不十分だというのは、そういった例があるからです。別に、まだ犯人も分かっていないような状態、あるいはそういう非常に不確定な状態での説明を求めているわけではなく、起訴か不起訴か決まっている状態での丁寧な説明を求めているにすぎません。そういう説明を求めても、二度の説明はしない、被害者の支援弁護士が替わったのはそちらの都合である、これ以上説明を求めると業務妨害である、これは組織の正式な決定であると、たった8分間の私の電話の中で、そこまで言われたのです。

こういった事情が、副検事にはあります。私はそういう事例を念頭に先ほどの説明をさせていただきます。

○加藤刑事法制管理官 この論点に関して、ほかに付け加えて御発言はございますでしょうか。

それでは、今の最初の丸についてはこの程度にさせていただきます、続きまして、論点整理表で1番の二番目の丸「被害者参加許可された事件以外の記録の閲覧等を認めるべきか」という論点でございます。この論点につきましても、前回、第一巡目で様々御議論がございましたので、紹介をさせていただきます。

○中村刑事法制企画官 この論点につきましても、記録の閲覧等を認めるべきであると積極的にお考えの立場からは、併合審理されているほかの事件について訴訟活動を認めるべきかという論点とも関連するけれども、併合審理されている全ての事件について参加を許可するということを前提に、全ての事件について閲覧などを認めるべきであるというものがございました。

その他の事件について訴訟活動を認めるべきかという問題は別にしても、他の事件の記

録の閲覧などを認めるべきとの御意見に対しましては、他の被害者の事件の記録を対象とした場合、他の被害者のプライバシーとの関係で問題があるのではないかという御意見がございました。

また、検察の運用といたしまして、同一被害者の別事件、例えば殺人事件と死体損壊事件であれば、殺人事件の情状に影響するものとして、死体損壊事件の記録の閲覧などについては検察官は柔軟な対応をしているものと思われる。他方、複数の被害者がいる事件につきましては、特に性犯罪について、他の事件の記録の閲覧などを認めるには運用上困難があるという趣旨の御説明がございました。

これらを踏まえまして、更に付け加えるべき点がございましたら、御発言いただければと存じます。

○加藤刑事法制管理官 併合審理されている他の事件への参加許可の問題とかなり密接に関連している問題であるかと思われ、その観点からの御意見が第一巡目のときにも出ていたようでございますが、これらに付け加えて御発言はございますでしょうか。

○奥村同志社大学教授 前回の併合審理のときの量刑の判断についても申し上げたわけですが、実体刑法の観点から見ると、行為責任と関わる問題が出てくるのではないかと思います。検察官が複数の被害者がいる場合の併合審理の際に、同一被告人に対して他の事案の状況を考える、ということは問題ないと思いますけれども、被害者が検察官と同様に他の事件の閲覧が許されるということにはならないと考えます。なぜなら、被害者にとっては、自分の受けた当該被害について被告人の刑事責任を追及すべきなのであって、被害者が他の事件について閲覧できるということになってくると、他の事件のことが被害者の当該被害に係る審理に影響を与えるというのはやはり問題があるのではないかと思います。

この点、ちょっと前回も少し申し上げていましたけれども、やはり疑問は拭い得ないという感じがいたします。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 参加許可された事件以外の記録といった場合、被害者が一人の場合と被害者が複数の場合と、分けて考えなければいけないと思っています。

特に私が申し上げたいのはやはり被害者が一人の場合です。典型的な例は、前にも説明しましたように、殺人と死体損壊。殺人しか許可されておらず、死体損壊については情状だからということで、大概は見せてくれるし、質問もできるし、訴訟行為もできるのです

が、それはやはり「大概」なのです。裁判体によってやはり例外があります。

自動車運転過失致死傷事件、起訴されているときに、これはほとんど道路交通法とワンセットになっていることが多いです。そういうときに、自動車運転過失致死傷罪であなた方は許可されているのだから、道路交通法違反の部分は駄目だということで、マスキングされて被害者等保護法第3条に基づく閲覧・謄写を許可されたことがありました。これは、本来なら情状で十分いけるはずですが、そこまで厳格にする裁判体が現にあるということなのです。

ですから、そのところは、やはりはっきりとしていただきたいと思っています。

○加藤刑事法制管理官 では、第2の2の方へ進ませていただいてよろしゅうございませうか。

第2の2が「裁判書等の謄本等の交付請求権」の関係なのでありますが、ここも、第一巡目でもかなり活発な御意見が出たところでございますので、一巡目の御意見を御紹介させていただきます。

○中村刑事法制企画官 刑事訴訟法第316条の35に基づきまして、検察官の上訴について被害者参加人が意見を適切に述べるためには、判決書の内容を詳細に検討する必要があるためこれを認めてもらいたいという御意見、被害者等保護法第3条に基づく判決書の閲覧・謄写では、検察官や弁護人の意見を聞いた上で、その可否の判断をすることとしているけれども、被害者参加人が判決書の入手に当たってそのような意見を聞くということが必要とする点に疑問があり、刑事訴訟法第46条による謄本等交付請求権を認めるべきであるといった御意見がございました。

他方で、被害者等保護法第3条における閲覧・謄写の場合、検察官、被告人又は弁護士の意見を聞いた上で、ほかの被害者の特定事項などはマスキングをするという措置を採る場合がありますけれども、仮に刑事訴訟法第46条の謄本等の交付請求権ということになると、同様の措置を被害者参加人等に対して行えるのかどうかという点、また、被害者等保護法による閲覧・謄写に加えて、刑事訴訟法第46条の謄本等請求権を認める必要性がどの程度あるかなど、検討が必要ではないかといった御意見がございました。

○武内弁護士 今の点について、実務上の生じ得る問題として、刑事裁判の場合は、判決言渡しのときに判決書が出来上がっていないということも多々あるかと承知しております。そうしますと、実務で生じている例として、一審判決の言渡しがあつて、いわゆる

被害者等保護法に基づいて公判記録の謄写の請求をしたところ、判決書の裁判所内での謄写の手続が2週間の間で行われないと、判決が確定してしまう。判決確定前に謄写の申出をしていたとしても、裁判所の中ではもう被害者等保護法に基づいた謄写はできないということで、確定記録として改めて謄写の請求をしてくださいと言われます。実務上、一審判決が確定してから実際に確定記録として閲覧ないし謄写ができるようになるまでには、時として1か月から2か月ぐらい時間が掛かることも少なくありません。そうすると、自身が参加していた裁判の判決書の入手が、確定前に申出の手続をとっていたとしても、結果として、2か月後になるというようなことが実際に生じております。

一巡目で申したところですけども、被害者参加人の地位というものを訴訟関係人と準じて見るかどうかは、いろいろ御議論あるところかと思いますが、参加して訴訟行為が一定程度認められ、裁判の当事者に準じたような立場で活動ができておきながら、判決書の入手というのが必ずしも保証されていない。せめて裁判の結果が記載された書面に関しては確実に入手できるような方法を、何か検討していただければなと思っております。その他については一巡目で申し上げたとおりです。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 むしろこれは、最高裁に質問させていただきたいのですが、被害者等保護法第3条の解釈ですが、被害者等保護法第3条は、簡単に言うと、被告事件が終結するまでの間に申出をしたものに対しては謄写させることができるという、始期と終期が書いてありますが、このところで、通常、我々は謄写請求しても、裁判員裁判の場合は判決が出てからでない但实际上には謄写行為は始まりません。それは当たり前だと思っています。

ところが、謄写をする司法協会が忙しいとか何とかかんとか、そういう事情もあって、控訴しないと2週間で確定してしまいますね。2週間を超えてから謄写の決定が出る場合があります。これは、二つ問題があるのです。そういう場合にもきちんと謄写させてくれるのかという問題。あと2点目、こういう場合に法テラスはきちんと国選被害者参加弁護士費用を出してくれるのかという問題です。

結論から言うと、法テラスは出さないと言っています。2週間前に請求するのですが決定が2週間後に出た。司法協会から2週間後に品物がやってきた。これ、法テラス、費用を出さないと言っているのです。

さらに、そもそも、決定自体が2週間後に出たときに、閲覧・謄写をさせてくれる保証があるのかどうかということをまず聞きたいのですが。

○香川最高裁判事局第一課長 今のような例の場合に閲覧・謄写をさせているのかどうかの実情については最高裁として把握してございませんので、調査してみたいと思いますが、先ほどの武内弁護士のお話を前提にすると、できない例もあるということなのでしょうか。

ただ、法律上どう解釈すべきなのかという点につきましては、立法当局の見解をお聞かせいただければと思います。

○加藤刑事法制管理官 今、新しく投げ掛けられた問題だと思いますので、預からせていただいてもよろしゅうございますかね。法律の解釈としてどうあるべきかという点が、多分余り想定して議論されている場面ではないように思われますので、宿題にさせていただきます。

○若園東京地方裁判所判事 裁判所全体の運用というのは私も分からないので、ちょっとお答えしようがないのですけれども、自分がふだんどうしているかという点、被害者参加人から、あるいは被害者参加がされていなくても、被害者等保護法第3条による謄写請求が被害者から出てくる場合については、意識して2週間以内に判決書も含めて謄写できるように、最大限努力していると思います。

もちろん、審理に非常に長い期間が掛かり、判決書も長いような事件で、先ほど武内先生がおっしゃったように、2週間以内ではできないという事例も当然あるとは思いますが、最近の刑事事件は、集中審理を行い、判決書も争点に沿った短いものになっていますので、ほとんどの事件については、判決書は2週間以内にできていると思いますし、公判記録についても、確かに長い審理期間の裁判員裁判ですと、どうしても最後の方の記録が、証人尋問調書を含めて、若干遅くなるという傾向はあるとは思いますが、私の経験では、よほどの事件でない限り、2週間以内では大体できていると思います。

裁判所によっては、おっしゃっているようなこともあるのかもしれませんが、なるべくそういうことのないようにしているということは御理解いただければと思います。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 一つだけ、本当に起きた、最近の例ですが、こう言われました。これはたまたま被告人が控訴したから、2週間という期限はなかったからよかったです。損害賠償命令の審理に裁判長が使っているから待ってくれ、待ってくれ、待ってくれとずっと言われて、実は、3月末に判決を言い渡されてから、ようやく謄写物が来たのは今日でした。2か月掛かっていますね。これは非常に私たちには困ることです。例えば生命保険金の請求のときに、そういうところが必要になってきます。

○加藤刑事法制管理官 ほかに、この判決書等の謄本等の交付請求権の関係で御意見は、御発言はございますでしょうか。

それでは、この点についてはこの程度にさせていただきます、次に、損害賠償命令制度の関係に進ませていただきます。

第2の3の「損害賠償命令制度」の一つ目の丸「損害賠償命令制度の手続を見直すべきか」で、その中に「弁護人への通知、被告人又は代理人の出頭確保等」についてという論点が含まれている点でございます。

一巡目の議論の概要について、まずは紹介させていただきます。

○中村刑事法制企画官 この点につきましては、損害賠償命令の申立てがあった場合、刑事の弁護人としても被害弁償の問題があるほか、損害賠償命令の審理の中で過失相殺等の主張をすることがあり得ることも踏まえる必要があります、また、運用上、第2回期日以降は身柄拘束された被告人が出頭できないという扱いとなっていることから、弁護人が代理人となれるよう、弁護人への通知を法制度として設けるべきであるなどという御意見があった一方で、損害賠償命令の申立てがあった場合、裁判所から弁護人に対して損害賠償命令事件を受任する予定があるか否かの確認を行うといった運用がされているという御紹介、御意見もございました。

○加藤刑事法制管理官 これらに付け加えて御意見を承りたいのですが、これは奥村弁護士からの問題提起だったと承っておりますが、何かございますか。

○奥村弁護士 特にありません。

○加藤刑事法制管理官 では、よろしければ、一巡目で御意見を承ったということで、次に、先に進ませていただきます。

次が二つ目の丸「自動車運転過失致死傷事件を含めるべきか」というふうに書いてありますが、今月20日に施行されました法改正によりまして、「自動車運転過失致死傷罪」が「過失運転致死傷罪」と呼び方が変わっております。

この論点につきましても、一巡目の議論の概要について紹介をさせていただきます。

○中村刑事法制企画官 この点につきましては、損害賠償命令対象事件に含めることについて積極的に考えるお立場から、犯罪被害者等基本法や損害賠償命令制度の趣旨によれば、過失運転致死傷罪などの過失事件についても当てはまるので、除外するべきではない。過失事件を除外した理由として、過失相殺が問題となる事案では刑事裁判の迅速を阻害する

というものがあつたけれども、刑事裁判で事実・態様を明らかにしてほしいのが被害者の願いであって、迅速^{うんぬん}云々を除外の理由とするのはおかしい。過失事件を除外した理由として、交通事故は保険会社を含めた解決を図る必要があるため除外するというものがあつたけれども、そもそも民間の保険会社が関与した賠償制度をなくし、国が管轄する自動車損害賠償責任保険に一本化すべきではないか。たとえ過失事件が民事裁判へ移行することが常態化しても、刑事裁判の記録がそのまま使えるというメリットがあるのではないかと、いうものがございました。

このような御意見に対しましては、過失運転致死傷罪を損害賠償命令事件の対象としつつ、4回の審理で終わらないものを通常の民事裁判に移行するというにした場合、多くが移行してしまい、この制度の重みのようなものが損なわれかねない、損害賠償命令の審理のことを考え、刑事裁判において過失割合の審理をするということになると、刑事裁判に時間が掛かることにならないか、また、交通事件の民事訴訟は、裁判所におきましては、集中部や専門部を置いて取り扱う体制を整えていることが見られるなど、特定の裁判官が専門的知識を持ってやるのがふさわしい事件類型と言えるのではないかと、いうものがございました。

ほかにも、保険会社の代理人的立場の弁護士が損害賠償命令の代理人として関与しなかった場合に、約款の適用によって保険金の支払がなされないという事態も予想され、被害者が経済的な被害回復を受けられないリスクが生じる可能性が考えられないか、という御指摘もございました。

この論点につきましては、一巡目でかなり多数の御意見が出されたところとは思いますが、一巡目の御議論を踏まえまして、更に付け加えるべき点がございましたら、よろしく願いいたします。

○加藤刑事法制管理官 ただ今詳細に紹介させていただきましたように、一巡目でもかなりの御意見が出ていたようでございますが、更に付け加えての御意見がございましたら承りたいと存じます。

○奥村同志社大学教授 一巡目の議論の中で、損害賠償命令の対象について、交通事犯の被害に係る過失事犯の中で、過失相殺・割合のないもの、すなわちそれが百対零みたいな関係にあるものについては交通事故の過失事犯について対象として導入すべきであるという御意見がありましたけれども、私は、そうだとすると、被害者側に過失がない事例、例え

ば2013年8月の福知山花火事故被害等を除外する理由はなく、交通事故に限定するのは困難ではないかと申し上げたわけです。

イギリスのことを申し上げて恐縮なのですが、イギリスの損害賠償命令は、対象を故意犯に限定せず、過失犯を除外していないのですね。ただ、ちょっと水を差すような話なのですが、交通事故に関しては適用対象外となっています。その理由は、交通事故の被害の賠償に関しては原則的に保険適用の対象になり、保険会社関わっているからです。なお、事故を起こした車両が無保険車であったり、盗難車両であったりして、保険適用対象外というものについては別ですが、一般の事案については保険会社に関わるので対象にならないということでありまして、やはり交通事故の場合には、イギリスにおいても損害賠償命令の対象とするのも困難であるということだと思います。ちょっと情報提供まででございました。

○加藤刑事法制管理官 それでは、先に進ませていただきます。

同じ3番の三つ目の丸でございますが、「被害者遺族の固有の慰謝料請求権の行使についても損害賠償命令制度の対象とし、相続放棄をした場合でも申立てができるようにすべきか」という点であります。

この点につきましても、一巡目の議論の概要について、まず紹介させていただきます。

○中村刑事法制企画官 この点につきましては、被害者の相続人が相続放棄した場合に、一般承継人ではなくなることから、損害賠償命令の申立適格を失うという点からの問題提起でございます。

この点につきまして、被害者遺族の固有の慰謝料請求権を提起するための損害賠償命令の申立てを可能とする必要があるのではないかと御意見があった一方で、本来の損害賠償命令の簡易・迅速な手続による紛争解決の目的との関係をどのように整理するか、慎重な検討が必要であるといった御意見がございました。

また、これに関連する別の論点といたしまして、例えば夫が妻を殺害し、子供が残されたというような事案におきましては、亡くなった妻の夫に対する損害賠償請求権につきまして、これを相続したその子が損害賠償命令を申し立てるといったことを想定した場合でございますけれども、その損害賠償命令の申立ての時点では、犯人であります夫の刑事裁判が確定しておらず、夫も民法上相続人となることができるので、子供は夫の相続分を除いた割合でしか相続せず、その範囲内でしか損害賠償命令の申立てをするしかないけれど

も、いずれ夫の有罪判決が確定すれば、夫、子供から見れば父ですけれども、夫は相続人ではなくなるということを踏まえると、損害賠償命令の申立ての時点でも夫が相続人ではないものとして、その子供が申立てをできるように改めるべきであるという観点から、民法改正ないし将来給付の訴えの可否などについて意見交換がされました。

この御議論を踏まえまして、更に付け加えるべき点がありましたら、御発言をお願いいたします。

○加藤刑事法制管理官 御発言がございましたら、お願いいたします。

それでは、一巡目で御意見を承ったということで、この点についてはこの辺りにさせていただいて、次の論点へ進ませていただきます。

次が、第2の4の丸の「公判廷において被害者特定事項を明らかにした者に対する制裁規定を設けるべきか」及び「被害者参加人等の居住地を管轄する裁判所で刑事裁判を行えるようにすべきか」という二つでございます。これらはいずれも被害者団体等のヒアリングで出された論点でございました。被害者特定事項を明かした場合の制裁規定に関しましては、実務上の工夫により対処すべきであるという御意見や、あるいは実際の工夫例についての御紹介がありました。また、遠方に居住する被害者参加人への配慮については、一巡目の御議論で、被害者参加人の旅費等の支給制度や参加しやすい期日設定などにより対処すべきだという御意見がございました。

こうした形で一巡目で十分御意見を頂戴したところでありまして、更なる御意見がなければ、ここは次に移らせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

更に続きまして、被害者支援の在り方に関する点でございます。次の丸の「被害者支援の在り方」については、「証拠調べ手続における被害者への配慮の在り方」と「裁判所における被害者対応の在り方」の2点が論点として挙げられておりますが、まとめて取り扱わせていただきます。

一巡目の議論につきまして、まずは紹介をさせていただきます。

○中村刑事法制企画官 まず、「証拠調べ手続における被害者への配慮の在り方」のうち、凄惨な写真等の取調べにおける被害者等への配慮につきましては、凄惨な写真等の証拠の取調べでは、法廷内の大きなモニターの電源を切ったり、検察官があらかじめ注意喚起のアナウンスをするなどしてから行うなどしてはいますが、これらの運用も被害者への配慮になっていると思われるという運用の御紹介がございました。

次に、裁判員の被害者に対する質問に関するものでございますけれども、その御意見といたしまして、裁判長において、裁判員が事件と無関係の質問をして被害者を傷つけないよう注意をするなど配慮をしてほしいという御意見がございました。

また、「裁判所における被害者対応の在り方」についてですけれども、このうち、被告人と動線を別にするなどの工夫につきましては、裁判所の運用例といたしまして、裁判所において検察官を通じて被害者の要望を把握して、裁判所にお越しになる時間の時間調整や、被害者のための待合室を用意するなどの配慮を行っているといった御紹介がございました。

また、遺影のバー内への持込みにつきましては、いろいろな御意見がございまして、亡くなった被害者を思う気持ちから、御遺族はバー内に遺影を持ち込みたいという要望を持っており、その要望は非常に強いので、是非認めていただきたいという御意見がございましたけれども、その是非をめぐって御議論がございました。すなわち、裁判員や裁判官への心理的影響や被告人への委縮効果の有無について御議論がありました。現在の裁判実務におきましては、傍聴席への持込みは前から2列目以降としていただいているなどの運用がされており、バー内への持込みはなかなか難しいというお話もございました。

最後に、被害者参加人以外の親族や付添人のための優先傍聴席の確保につきましては、被害者等保護法では優先傍聴が認められるのは「被害者等」としか規定されていないのに、被害者参加許可された者のみとする運用をした裁判所があったので、そのような限定した解釈をしないでほしい、優先傍聴につきましては、被害者支援に当たられる方にも認めていただければ、被害者の支援のみならず、被害者の状況を逐次把握して配慮ができ、訴訟の進行にも有益であるので是非配慮願いたい、といった御意見がありまして、これに対しては、裁判の公開は公正な裁判のための担保でもあるので、公開の原則を害さない範囲で優先傍聴の運用を図るべきであるといった御意見がございました。

これらの御議論を踏まえまして、更に付け加えるべき点がございましたら、御発言いただければと存じます。

○加藤刑事法制管理官 多岐にわたる論点を含む問題でございますが、付け加えた御発言がございましたら承りたいと存じます。

○若園東京地方裁判所判事 第一巡目の議論で、裁判員の方がその事案の解決に余り関係のない質問をして、被害者を傷付けるような例があった、これについて裁判所で何らかの配

慮をすべきだという御意見があつて、そのときの議事録を見ていると、その点に関して答えておくべきことを答えていなかったように思いますので、少し補足させていただきます。

裁判員裁判で、被告人質問あるいは証人尋問で、裁判所の補充尋問という段階になったときには、私の理解では、大体多くの裁判所はそこで一旦休廷をして、10分ないし20分休憩をし、その間、裁判員の方々に、もちろん休憩はさせていただきますけれども、それ以外に、何か証人にお聞きになりたい点がありますかなどと確認し、場合によっては、聞き方とか、どう聞いていいかわからないとか、こんなことを聞いていいでしょうかということがある場合には、今のうちに言っておいた方がよろしいですよというお話をします。また、将来評議になったとき、これを聞いておけばよかったと思っても引き返せませんので、なるべくそう思われたことはここで話題に出されてはどうでしょうかというようなこともお話しして、裁判員の方と、何を疑問に思っておられるか、こういうことは聞いていいのかということについて、話合いをしております。

その際、多くの場合、どういう聞き方をすればいいんでしょうかというようなお話が裁判員の方からありますので、私などは、普通の言葉で聞いてください、極端に丁寧に聞く必要もありませんけれども、極端に何か厳しく聞くのはやはり相当ではないと思いますというようなことも言っていますし、あるいは、関係のないこと、あるいはプライバシーに関することについては、遠慮された方がよろしいのではないですかというような話もするようにしております。多くの裁判所では恐らくそういう形で、証人等への質問について配慮をしていると思います。

ただ、一巡目の議論で指摘があつたように、それでも配慮のない質問がされたような場合には、やはり法廷で、裁判長の方で適切に訴訟指揮をしなければいけないかなど、こういうふうに思っております。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 今の論点ではないのですが、凄惨な写真等の証拠の取扱いについて、いろいろ報道など見ますと、裁判員がかなり精神的な負担が重いというの報道されています。私も正直言ひまして、生まれて初めて凄惨な写真を見たときにはぎょっとしました。確かに、ぎょっとしますが、やはり裁判員というのは、これは判断する側にいるのだということをきちんと自覚していただきたいと思っています。

凄惨な写真というのは、正直言って、被害者の御遺族自身は見たくないです。それを見ることによって、そもそも裁判に出席すること自体、ショックを受けて、出られなくなっ

てしまうという人も中にはおります。

しかし、御遺族ではなくて、判断する側にはきちんと見ていただきたいと。写真というのは最も真実に近い、そういう証拠なわけですから、その真実に近い証拠がオミットされて、それで判断を示されているのはなかなか納得がいくものではありません。また、これは、真実の発見という刑事訴訟法の原則から考えても、後退しているのではないかと思います。もちろん凄惨な写真そのものが、全然犯罪事実の立証と関係ないのであれば、それはあえて見せないという選択もあるのかもしれませんが、しかし、その凄惨な写真というのは多くの場合、その行為の態様、いかにひどい殺され方をしたか、そういう行為の態様を一番端的に表すものです。これは当然量刑に影響してくると思います。そういうわけで、凄惨な写真というのは、判断する側には原則として見ていただきたいという要望であります。

○香川最高裁判事局第一課長 今の凄惨な写真の点につきまして、裁判所の現場で議論している内容を少し御紹介したいと思っております。

これについては、今の高橋先生の発言にもございましたけれども、これまでは専ら裁判員の負担という点から議論されているように思われますけれども、裁判所の中では、精神的負担ということよりは、まずはそういう証拠が正に何を立証しようとしているのかという、立証命題との関係で、まずはその写真の必要性ということを十分精査しようというような議論がされております。今、高橋先生のお話の中でもございましたような、遺体写真というものが、例えば犯罪の行為態様を表すというようなことがあり得るかどうか。あるいは、死亡の事実というものを表すために、遺体の写真がよいのか、あるいは死体検案書なり、あるいは戸籍における死亡の事実の記載ということがいいのか。それぞれの立証の命題ごとに、どういう証拠が一番良いのかということを裁判所では議論しているということをご指摘させていただきたいと思っております。

その上で、写真が必要であるというふうになった場合には、これは正に判断のために必要な証拠ということでありますので、これは当然、どんな写真であっても見るということになるわけですが、その際には精神的な負担を考えて、例えば、立証命題との関係で、カラー写真でなくて白黒でよいという場合であれば白黒写真を取り調べるとか、あるいは、写真でなくイラストで足りるということであれば、裁判員の負担を考えて配慮するというごことをごさしまして、裁判員の負担を考えて必要な証拠を見ていないということ

ではございませんので、そこは御理解を頂ければと思っております。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク副理事長 今の観点にも関わりますけれども、被害状況、被害現場の写真とか、それに類する証拠というのは、遺族本人は、見たくないという方もいらっしゃるけれども、やはり判断する方には見ていただきたいと思うのが素朴な感情なのです。

確かに裁判所は判断する側としていろいろなことを考慮しなければいけないとか、裁判員は一般の方ですので一定の配慮がなければいけないということも、分かるのですが、法律の専門家だったり、あるいは裁判員の方に配慮する余り、比較的抽象化された証拠で代替するということが過度に進むと、被害者側からすると、きちっと判断してもらっていないのではないかという疑念を生んでしまうことにもなりかねないのです。これは程度問題ですから、個別事件ごとにいろいろあると思いますが、被害者の方の裁判に対する信頼が揺らぐようなことが起これば、ほかの国民の方とか、そういう方にも同じようなことを考える方がきつと出てくると思います。そういうことが多くなると、法曹界全体とか司法手続全体として考えなければいけないような問題も起こりかねないので、被害者としては、是非判断する方には、なるべく生の事実を直視していただきたいとします。

その上で判決をする場合、どこを重視するかは、これは裁判所の御判断ですから、そこまで拘束するつもりはありませんけれども、是非、生に近いものを直視していただきたいという気持ちが非常に強いのだということは、御理解を頂きたいとします。

それから、あと、ついではですから、遺影の件なのですけれども、確かにバーの中に持ち込むことに裁判所が心配することは分かるのですけれども、今のところ、傍聴席で遺影を持ち込むことによって大きく裁判が混乱したという事例は私自身経験したことがありません。そして、遺影を持ち込んだ遺族の方も一定の納得をした上で裁判に臨むことができるので、大変望ましいのですけれども、例えば、被害者参加してバーの中に入ることを選択した人がいて、傍聴席に身内の方でもいてくれれば遺影を持っていられますけれども、全ての場合にそれができるとも限りませんので、やはりバーの中に持ち込みたいという要望は根強いものがあると思うのです。

そこで、これは確かに慎重な配慮は必要ですけれども、差し当たって、例えば事実関係に大きな争いがないとか、弁護士側も特段強い反対の意向を示していないような場合であれば、その遺影の大きさとか扱い方は事細かな配慮が必要だとは思いますが、や

はり一步踏み込んでみていいのではないかと、私はそう思います。それによって大きな弊害が起こるということは、私の今までの経験から考えると、まずないし、それができることによって、むしろ遺族の方の気持ちが少しは落ち着かれて、裁判や刑事司法に対する信頼を得られるのであれば、私は良いことだと思っています。具体的には個別事案を見なければ分かりませんので何とも言えませんが、このような考え方も多く、遺族の方には根強いということを理解していただきたいと思います。

それから最後に、被害者参加人以外の方にも優先傍聴席を確保すべきかということで、既に一巡目でも申し上げましたけれども、多くの場合は、十分な配慮をしていただいております。被害者支援の方が傍聴できなくて困ったとかという事案は、私は経験がありません。

それで、前日も、連携ということで少しお話しさせていただいたと思うのですが、被害者の支援を刑事司法に携わる人だけで全部受け止めるということは、これは不可能なのですね。そんなことをしてしまったら、恐らく刑事司法もうまく回らなくなってしまう。ですから、被害者支援をする様々な適切な機関や人々をうまく連携して活用することで、被害者支援が充実し、刑事司法もより良い形になるということが私たちの目指すところですので、そういう意味からすると、被害者を支援する被害者支援センターの適切な被害者相談員など支援員の方々を裁判所も是非活用いただいて、傍聴席を可能な範囲で配慮していただくとか、あるいは、証人尋問に付添いが必要なときに、適切だと思えば、そういう方を付添人に選任して認めていただくとか、そういうようなことをなさって、積極的に利用することを考えていただきたいと思います。それによって刑事司法の負担も少なくなると、被害者支援にも資するという、非常に良い関係が期待できると思います。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 今、熊谷理事からもお話があった遺影のバー内への持込みについてですが、私は、心情の配慮ということにとどまらず、刑事裁判の本質的な在り方に関わる問題として捉えるべきという意見を申したいと思います。

事件の当事者として被害者がバー内に入ることがようやく認められたわけです。そこに、物は言えませんが一番の当事者の遺影が、私は「在席」でもいいと思うのですが、在席するというに何の問題があるのかと思います。極めて当然なことであると。このことについては、一巡目の議論で外国の例を挙げて説明された高橋弁護士の御指摘のとおりだと

思います。もちろん、これも熊谷理事が一巡目で指摘されましたが、被告人が関わり自体を否認している事件などの場合は、例外的に裁判所の判断で制限されるべきということは私も了解いたします。しかし、それ以外は当然に認められるべきであって、そうした扱いが裁判官によって異なるということがあってはならないと思います。

私は、この問題は、ある意味、被害者参加制度など新しくなった刑事司法の精神、考え方、これを法廷において具現化する、そのための象徴的な問題であり、課題であると考えております。厳しい言い方をしますと、遺影を認めないという裁判所の姿勢というのは、基本計画で、「刑事司法は犯罪被害者のためにもある」と明記された被害者の権利回復が、裁判所においては、あるいは裁判官の中では旧態依然で、まだ実現していないということの象徴ではないかと感じるわけです。そういう裁判例を日々実感しており、その意味で裁判所の意識を変えていただきたいと思っております。

最近あった会員の交通死裁判、これは被害者参加はされなかったのですが、それを傍聴している中でも改めて痛感しました。「死人に口なし」で、真実から離れた、筋道の通らない加害者の言い分を、結果として容認してしまうような訴訟指揮と判決結果であったわけです。被害者不在の「加害者天国」の法廷というのが、今も変わっていないと改めて実感したわけです。

話が広がりますが、私のことを実例として述べさせていただきます。私は、当時17歳の長女を、運転者の前方不注意という重大過失によって奪われた遺族ですが、加害者は執行猶予が付いて刑務所にも入っていないわけです。そのことが、18年たった今も痛恨の極みなわけです。もう赦^{ゆる}していいのではないかと思われるかもしれませんが、しかし、正に通^{ただ}り魔殺人的な被害に遭った当の娘の立場になってその無念というのを考えますと、これは絶対^{絶対}に赦^{ゆる}すことはできないわけです。加害者には今でも、せめて刑務所に入っただけだったという思いは募るばかりです。当時の刑事裁判が、被害当事者の無念と正面から向き合う公正な裁判であったなら、命の重みに見合う判決であったならという悔しい思いは、今も全く変わりません。

申出のあった遺影の持込みを認めるということは、形式問題ではなく、刑事司法が何のために誰のためにあるのかという本質に関わることだと思います。被害者参加制度を成熟させるための重要な要素ですので、これは通達によってでも良いわけですから、必ず認めていただきたいと思っております。

○加藤刑事法制管理官 それでは、この論点につきましてはこの辺りにさせていただきます。

最後でございますが、「公費により被害者を支援する弁護士に関する制度の在り方」という点でございます。この点は、直接私ども刑事局が所管する事項ではないのでございますが、一巡目の議論でも御自由に御意見を頂戴いたしております。大きく法務省には関わる問題でございますので、活発な御議論を頂きたいと存じますが、一巡目の議論につきまして、紹介をさせていただきます。

○中村刑事法制企画官 この点につきましては、弁護士による被害者支援の活動は、被害者参加に伴う訴訟活動に限定されるものではなくて、起訴前の段階の捜査機関との対応など様々な分野に広がっており、その有用性も大いにあるという御意見、また、法テラスのスタッフ弁護士の充実を図り、被害者専門の弁護士を作るなどして対応することも考えられるのではないかと御意見などがございました。

これらの御意見を踏まえまして、更に付け加えるべき点がございましたら、御発言いただければと存じます。

○武内弁護士 中身の話については一巡目でいろいろとしゃべらせていただきましたので、実情に関するデータの御紹介をさせていただきます。

一巡目で、日弁連が法テラスに事業委託して実施している被害者法律援助事業というものが、これの国費化をというお話をさせていただきました。

昨年度、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間の統計が出来上がってまいりましたので、数字だけちょっと御紹介をさせていただきます。全国で、ほぼあまねく全県で利用されておまして、1県だけ昨年度は利用がなかったところがありますが、それ以外の各地で少なからず利用がされまして、最終的には申込総受理件数が1,107件と聞いております。事業開始以来、おおむね右肩上がりに件数が増加しておまして、1,000件を突破したのは、私の知る限りでは昨年が初めてではないかと思っております。

こういったように、全国あまねく、また、ある程度の数を利用されておる制度でありまして、かつ、有用性は疑うべくもないところですので、これの一日も早い公費化、国費化をお願いしたいというふうに申し上げておきます。

○加藤刑事法制管理官 これで論点整理表に沿った御議論を二巡していただきました。

本日まだ少し時間ございますので、例えば今日の御発言で付け加えておきたいということがございましたら、この時間で承りたいと存じますが、何かございますでしょうか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 公費による被害者支援ですが、これは是非とも実現してほしいと思っております。

起訴されてから、あるいは公判前整理手続が大分進んでから、それから弁護士に依頼されても、できることがどうしても限定されてしまいます。もちろん、起訴前にやれることというのは、起訴後と比べるとかなり限定はされますが、それ自体、制度上は限定されることは分かっていますが、ただ、それでも起訴前にこういうことをやっておけばよかったのになと思うことはたくさんあります。

特に依頼者である被害者というのは、通常法律の素人ですから、制度自体を当然知らないのです。起訴前でもいろいろな制度があります。もちろん、先ほど武内先生がおっしゃったように、日弁連でも法律援助委託事業という制度があるわけです。ただ、強いて言えば、言葉は私は変えた方がいいと思います。法律援助委託事業と、これ、依頼者に説明しても何だかさっぱり分かりません。だから、もう少し言葉を軟らかく、ほかの言葉にした方がいいと思いますが、こういった制度がたくさんあります。そういったことの説明やアドバイスを受けていけば、もっといろいろなことがあって、救われたのになと思うことがたくさんあります。

ですから、これは起訴前の段階でも公費による被害者支援というのは、やはり是非とも実現してほしいと思っております。

○武内弁護士 上告審に関する事なのですけれども、先般、日弁連の被害者支援委員会に所属している複数の弁護士が、下級審で被害者参加した事件が上告審に係って弁論が開かれるというときに、被害者参加人もあるいは被害者参加弁護士も、いわゆる在廷が認められず、傍聴席に座るよう指示を受けたという報告がありました。

上告審の在廷というのは、私もやや把握し切れていないところなのですが、いわゆる被害者参加人の旅費支給に関して昨年10月に制定された最高裁規則である、「被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則」第7条においても、被害者参加旅費等の支給対象となる裁判所に最高裁判所が含まれていないということも気が付きまして、上告審において被害者参加人ないし被害者参加弁護士の在廷が認められないということに関して、何か根拠を御説明いただきたいと思います。

あるいは、仮にそれが何らかの条文上の根拠があるものとしても、弁論が開かれる場合に在廷はせめて認めていただけないかと思って、問題提起をさせていただきました。急な

話なので、今日この場で御返事でなくても結構ですけれども、御検討いただけると有り難いかと思います。

○加藤刑事法制管理官 中村から御説明差し上げます。

○中村刑事法制企画官 上告審におきましては、被害者参加人による証人尋問や被告人質問といったものについては、上告審がいわゆる法律審であることから、こういったことが行われることは通常は想定し難いというふうに考えられているところでごさいます。そういった観点から、上告審に被害者参加人が在廷することというのが、制度上は予定されていないのではないのかということかなと思われまます。それから、上告審においては、刑事訴訟法第409条によって、被告人には公判期日への出頭の権利は認められていないと解されていることから、被害者参加人等の公判期日への出席に関する規定についても同様に準用されないものと解されております。

○加藤刑事法制管理官 以上は現状の理解ということで御承知ください。

○香川最高裁刑事局第一課長 最高裁の運用としても、これまで上告審において、被害者参加人の在廷を認めたという例は、刑事局としては把握をしておりません。そういうこともありまして、被害者参加旅費の規則におきましては、今御指摘のとおり、旅費等の請求書類を提出する経路裁判所として最高裁は含まれていないという形の規則の制定になっているというふうに理解しております。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 今、事務局の説明の第2の理由のことを説明しようと思いましたが。最高検から大体説明されるのは、この第2の理由ですね。被告人に出廷する権利がないから。ただ、そう言われても、なかなか被害者は納得ができるものではなくて、何で被告人に出廷する権利がないとこっちの出廷することまで制限されてしまうのと。何かそのところは釈然としないというのは、やはり皆さん、御遺族の共通の感覚であります。

○武内弁護士 ただ今の御説明からも、特に明文をもって排除されているわけではないということについては十分に理解いたしました。

また、法律審であるから被害者参加人の訴訟行為が予定されていないという御説明でしたけれども、訴訟行為が予定されていないということでいえば、控訴審でも同じではないかと思えます。けれども、控訴審においては一般的に在廷が認められているというのが現実の運用だと承知しています。

また、被告人に出頭の権利がないので被害者にも出頭の権利がないというのは、必ずしも論理的な関連性が薄いのではないかとこのころは、高橋弁護士と意見を同じくします。運用上の問題ということであれば、運用改善について前向きに御検討いただければというふうにお願い申し上げます。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 あと、訴訟行為をすることが予定されていないというのですが、第一審だって別に被害者参加許可されても訴訟行為をするとは限らないです。1回目の意見交換会で配られた法務省の被害者に対するアンケートの調査結果を見ても、数人の方は全部欠席していますね。ですから、必ずしも訴訟行為が予定されていないから在廷について権利がないというのは、何か論理の飛躍だと私は思っております。

○奥村弁護士 二巡目の一番最初に、少し議論の仕方とか、そういうことのお話をさせていただいたときに、この被害者参加制度に関する検証といいますか、それがきちっとできていないのでは。今日、こういう議論をすること自体は一つの検証になっていると思いますけれども、やはり検証が足りないのではないかという話をしました。その後、しかも、学者の先生方もおいでますけれども、最近そういう論文が余りないという状況もあると。

それでたまたま、ちょっと古いですが、平成22年のレベルの論文ですけれども、これは心理学者の方が書いている論文で、それをちょっと見ると、いわゆるアメリカで被害者のヴィクティム・インパクト・ステートメント、その関連で、1986年と91年のブース判決とペイン判決という判決があるわけなのですけれども、死刑事件におけるヴィクティム・インパクト・ステートメントの影響についての問題なのですけれども、その頃を中心に、非常にたくさんの、欧米では被害者が刑事裁判に関与した場合、そういう被害者の意見陳述に関しての影響の研究というのはたくさんなされていると。

それで、日本でももちろんある程度あるのです。特に2000年から2007年にかけてはある程度あるのですけれども、まだまだ数が少ない。その上で、実際に被害者参加制度というものができて、その運用がもうなされていると。こういう段階において、法務省と裁判所の数字の統計、それから被害者団体等の方々からの意見聴取、それから日弁連の被害者支援委員会のアンケート、刑事弁護センターのアンケート、その程度のものしか明確なものはないと。

この被害者参加制度で、しかも前回指摘しましたように、理由はともかくとして、決して非常に多くの例で、パーセンテージ、割合で参加しているわけでもない。そういう実

態がある中で、この被害者参加制度をどういうふうにしてやっていく、検討するかというときに、やはりきちっとした、犯罪心理学者とか刑事法学者とか、そういう方々が総合的に考えて、あるいは裁判所の協力も得ながら、少なくとも裁判員裁判における被害者参加事件における裁判員の方のアンケートも含めて、きちっとした実証研究がなされるべきだろうというふうに今考えています。

先ほど平成22年の、千葉大学の佐伯昌彦さんという方の研究でも、やはりその実証研究がなされていないという指摘があると。どういう影響があって、どういう効果があってというところが明確になっていないというふうに、やはり言わざるを得ないのではないかなと思いますので、ちょっと最後に一言。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 一つ言い忘れていました。被害者等保護法第3条の公判記録の閲覧・謄写請求の件ですが、これは、平成19年の改正前は民事の損害賠償請求をする目的ということが条文に書いてあって、それ以外の場合、何か例外的にしか開示されなかったということに対して、法制審で被害者からいろいろと要望を言って、結果的に、民事の損害賠償請求するという文言が削られ、現在の被害者等保護法第3条というのは、原則として目的の制限がないわけです。もちろん第2項で、裁判所は条件を付したりとか目的を制限することができる。そういう規定は第2項には残ってはおりますけれども、基本的には、損害賠償請求するという文言は外されたわけです。

ところが、実際には裁判所に、これは私が実際に経験している裁判体ですが、最初から、書記官から渡されている申請書の中に印刷文字で、損害賠償請求をする目的ということが限定されて書かれています。これに署名捺印しると、そうしない限り開示には応じないというような運用をしている裁判体がやはり一部あります。これは原則と例外が逆転してしまっています。平成19年以前の運用のやり方をしているわけです。私からその辺を書記官に聞きましたら、「いや、何か昔からこういう書式を使っているから。」と一言言われて、そうか、平成19年前からの書式がずっとそのまま使われているのだと思いました。

ですから、そこのところは運用を変えていただかないとよろしくないと思います。

○香川最高裁判事局第一課長 今おっしゃられたような運用が行われているところがあるかどうかというのは最高裁として特に把握しておりませんので、調査をしてみたいと思っております。法律上の理屈になりますと、仮にそういう運用を行っている場合、恐らく裁判

体の判断事項ということになるとは思いますが、実態について把握しておりませんので、今日はこの程度のコメントとさせていただきます。

○加藤刑事法制管理官 それでは、この意見交換会につきましては、平成25年1月からスタートいたしまして、本日まで活発な意見交換をお願いし、二巡目の議論まで尽くしていただいたというところでございます。

元々のこの意見交換会の趣旨からいたしまして、法制審議会のように会として意思決定をして答申をする、結論を出すというものではございませんで、私ども法務省が検討作業を行うに当たりまして、幅広く関係の皆様方から御意見を伺うというのがこの会の趣旨でございます。

もっとも、これだけの皆様から幅広くいただいた御意見でございますので、議事録を公開しておりますことから、一般の方にも議事録を御覧いただければ、この会の議論の概要は分かるのでございますが、使いやすさという意味からも、皆様の御意見を概要としてまとめて、これを広く公表する、あるいは検察等の現場でも承知させていただくということは、それ自体有益なものではないかというふうに考えているところでございます。

そこで、事務当局におきましては、これまでの意見交換の内容をまとめましたものを作成させていただきまして、次回の配布資料とした上で、できれば公表いたしたいというふうに考えているところでございます。

今回は、予定としては最後の会合となるわけでございますが、平成26年7月3日木曜日、午後4時にお時間を頂戴しておりますので、よろしく願いいたします。次回の開催場所については、追ってお知らせをさせていただきます。

本日はこれで、会議としてはこれで終わります。どうもありがとうございました。